

政治家が選挙区内の人や団体に対して寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており、罰則の対象となります。ただし、政党その他の政治団体や親族に対して行う寄附及び自らが行う政治集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれています（飲食に関するものは禁止）。

政治家に対し寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると罰則の対象となります。また、政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると罰則の対象となります。

政治家が役職員・構成員である団体・会社が、選挙区内の人や団体に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内の人や団体に対して、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており、罰則の対象となります。

会社、労働組合その他の各種の団体（政党・政治団体を除く。）は、政党・政治資金団体以外の者に対する「政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附」は禁止されています。また、誰であっても「政治活動に関する寄附」をするよう会社、労働組合その他の各種団体（政治団体を除く。）に対して寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。これらに違反して寄附をすると罰則の対象となります。

東京都選挙管理委員会



〈選挙のめいすいくん〉

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

**寄附は
NO!**

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは時期や理由を問わず**法律で禁止**されています。
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることは**禁止**されています。

有権者は求めない！



お中元・お歳暮



選挙のめいすいくん



お祭りへの
寄附や差し入れ



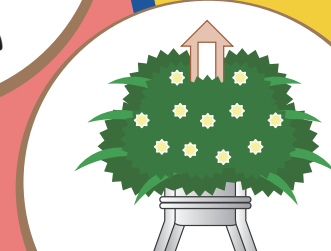
町会の集会や旅行等の
催し物への寄附や
飲食物の差し入れ



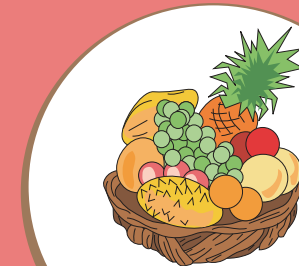
入学祝い・
卒業祝い



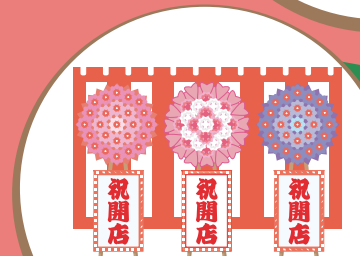
結婚祝い・
香典



葬式の
花輪・供花



病氣見舞い



落成式・開店祝いの
花輪

安谷家は贈らない！

東京都選挙管理委員会・東京都明るい選挙推進協議会
区市町村選挙管理委員会・区市町村明るい選挙推進協議会

<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都選挙管理委員会

NO!



寄附の禁止

寄附ってな～に？

「政治家の寄附は禁止」
というけれど、
寄附ってなに？



寄附とは、お金や物
品、その他財産上の
利益となるものを与
えたり、与える約束
をすることです。た
だし、物を買った時
の代金や有料イベントの参加料のよう
に、対価として支払うものは寄附にはあ
たりません。



NO!



お金のかからない選
挙、きれいな選挙を
実現するためです。

どうして政治家は
寄附をしては
いけないの？



お世話になった人へのお中
元・お歳暮や催し物の賛助金
など、選挙とは関係ない寄
附だったら問題ないのでは。



以前は「選挙に関する」寄附だけが禁止
されていました。
しかし、政治家が普段からいろいろな名目
で行う寄附が、実は選挙にお金がかかる大
きな原因となっていました。そこで法律が
改正されて、現在は選挙に
関する・関しないを問わず、
選挙区内の人や団体への寄
附は全て禁止されています。



寄附の禁止

こんなときは??

Q&A

Q 町会で被災地支援の募金を集めることになりました。町会に
いる政治家が募金に応じた場合は、寄附になりますか？

A 募金に応じた場合も、禁止されている寄附にあたります。



Q 政治家が、家族や秘書の名義で支払ったお祝い金は寄附にあ
たりますか？

A 他の人の名義であっても、政治家本人の禁止されている寄附
にあたります。



Q 政治家からの結婚祝いや香典は寄附にあたりますか？

A 結婚祝いや香典も禁止されている寄附にあたります。
(政治家が結婚披露宴や葬式等に自ら出席してその場で渡す
場合は、罰則の適用からは除外されています。)



Q 趣味の会の会則で、会費は1口(1,000円)以上となってい
る場合、政治家が2口(2,000円)以上支払ったときは、寄
附にあたりますか？

A 会員として資格を得られる最低限の会費(この事例では1口)
までは寄附ではありませんが、これを超える分は禁止されて
いる寄附にあたります。



Q 地域で開催されるスポーツ大会の賞品を政治家が提供した場
合、寄附にあたりますか？

A 物品の提供も利益を与えることとなるため、禁止されている
寄附にあたります。



注：上記事例は、すべて政治家の選挙区内における寄附に関するものであり、禁止されている寄附にあたる場合は、罰則が適用されます。